

平成 2 5 年 1 0 月 8 日

各部長、次長、課長

市長 山下 真

平成 2 6 年度予算編成方針について

平成 2 6 年度の予算編成に当たって、生駒市予算規則第 4 条の規定により、平成 2 6 年度予算編成方針を下記のとおり定めたので、これに則り十分留意の上、予算要求されるよう通知する。

記

1 日本経済と国の財政・地方財政の動向

長期の景気低迷・デフレ、構造変化への対応の遅れ、高水準の公的債務残高という日本が抱える課題を解消すべく政府は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の 3 つを掲げる経済政策を順次実施し、今年に入って景気は持ち直しに転じており、長引くデフレから反転する兆しが現われている。8 月に閣議了解された中期財政計画では、平成 2 7 年度に国・地方の基礎的財政収支の赤字を半減し、平成 3 2 年度に黒字化する目標を掲げ、地方財政については、平成 2 6 年度、同 2 7 年度においては平成 2 5 年度地方財政計画と同水準を確保し、経済再生に合わせ、歳出特別枠等のリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへ切換えを進めていく必要があるとしている。また 8 月に総務省が発表した「平成 2 6 年度の地方財政の課題」においても地方の一般財源総額について、実質的に平成 2 5 年度地方財政計画の水準を下回らないように同水準を確保するとし、これと同時に示された平成 2 6 年度地方財政収支の仮試算(概算要求時)では、平成 2 5 年度地方財政計画に比較して歳出は、社会保障費の増加により一般行政経費、国民健康保険・後期高

高齢者医療制度関係事業費はそれぞれプラス2.5%、プラス3.4%の伸びが、歳入は、地方税はプラス2.2%、地方交付税の出口ベースはマイナス1.8%の伸びがそれぞれ見込まれている。

2 本市の財政状況と見通し

税収入（市税、地方譲与税、県税交付金の合計。以下同じ。）の減少は平成20年度から平成23年度まで毎年度続き、平成24年度において若干回復したものの直近で最も収入額が多かった平成19年度と平成24年度（いずれも決算）を比較すると12.9億円減少（19年度決算191.6億円、24年度決算178.7億円）となっているが、世界経済が堅調に推移し経済政策の効果が発現し経済が再生されることを前提とした政府のシナリオの下では、平成26年度には180億円程度まで回復すると試算している。またこれに加えて、過日決定された消費税率の引上げ（5%（内消費税4%、地方消費税1%）から8%（内消費税6.3%、地方消費税1.7%）へ）により、地方消費税交付金が約6億円（平年度ベース、初年度約1.9億円）、地方交付税の法定率分が約1億円それぞれ増収を見込むものの、地方の一般財源総額が平成25年度地方財政計画の同水準とされるなか、これら税収入の増加は、臨時財政対策債や地方交付税の特例加算分の減少となり、一般財源の増加は、消費税率引上げによる歳出増加額に見合う程度に留まりそうな見込である。

一方、高齢者の増加、景気低迷による生活困窮者の増加により扶助費や国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計への繰出金などの社会保障費は、一般財源負担分で平成24年度決算では66.1億円（職員人件費を含む）、平成25年度予算では71.3億円（同）に達し、平成26年度以降も高齢者の自然増に伴うものだけでも1.5億円程度の増加は避けられず、経常収支比率や実質公債費比率の改善など財政の弾力性を取り戻しつつあるとは言え、厳しい一般財源総額の中、これらの財源を捻出して行く必要があり本市の財政状況は今後においても楽観できない状況にある。

3 基本方針

厳しい一般財源総額の中、平成26年度予算においても高齢者の自然増に加え、定期接種ワクチンの追加への動き、待機児童解消に向けて保育所受入児童数拡大などにより社会保障費は引き続き大きく増加せざるを得ない。その中であって、事務事業の見直し「所属業務レビュー」フォローアップ結果に基づき、引き続きすべての事務事業の必要性、緊急性、事業効果、公費により負担することの是非を検討・再評価し、事業の廃止・縮小も含めた効率的な事業のあり方を構築したうえ、平成26年度は、第5次総合計画後期基本計画及び行政改革大綱後期行動計画の開始年次であることを踏まえ、南こども園建設、生駒台幼稚園の改築、小中学校校舎老朽改修などの子育て、教育施策の充実、市立病院建設を始めとする医療・健康施策の充実、再生可能エネルギーの普及等の環境施策、スポーツ施策の充実、学研北生駒駅周辺や企業誘致関連等の道路整備、下水道の整備、市本庁舎の耐震・改修などを果敢に展開し、「関西一魅力的な住宅都市」を目指して時代にあった行政サービスを提供できるよう引き続き最大限努力するものとする。

4 留意事項

(1) 総括的事項

- ① 新規事業や重要な先導的事业は、国の予算措置があるなど特別な場合を除き、必ず当初予算において要求すること。
- ② 財政調整基金からの繰入れ、元金・利子償還額について交付税算入のない市債の借入れに頼らない予算編成とすること。
- ③ 社会保障・税一体改革に伴う子ども・子育て支援、医療・介護のサービス改革等の社会保障、また災害対策、環境政策等、様々な分野において制度変更が予測されることから積極的に情報収集に努め可能な限り予算に反映させること。
- ④ 実施計画で採択した事業については、採択した額以内での要求とするが、事業費を精査し、一般財源の圧縮に努めること。

- ⑤ 事務事業全般について、行政の責任領域を改めて見直すとともに、事業評価や成果目標等を意識し、コスト意識を伴った経営感覚の視点を持ち、自らの手による業務実施に心がけ、従来の慣行にとらわれることなく、事務事業の必要性や効果等を十分検討すること。また事務事業の見直し「所属業務レビュー」フォローアップ結果を踏まえた予算要求とすること。
- ⑥ 「行政改革大綱」及びこれに基づく「前期行動計画」については、平成25年度の取組みを着実に実施するとともに、平成25年度に策定する「後期行動計画」を踏まえ、事務の効率化、経費節減に努めること。
- ⑦ 職員数の減少への対応、行政運営の効率化、住民サービスの向上等の観点から、指定管理者制度を有効に活用するとともに、民間企業やNPO等への委託が可能な事業については、積極的かつ計画的にこれを推進するなど、コスト意識を持ち創意工夫をこらし、最少の経費で最大の効果を得られるよう努めること。
- ⑧ ⑤～⑦の結果捻出した財源により、市民ニーズをつかんだ新規事業の提案、予算要求に努めること。
- ⑨ あらたに予算を伴うこととなる条例、規則等の制定又は改正に関しては、地方自治法第222条の規定に基づき、必要な予算上の措置を適確に講じたうえで、条例の提案、規則等の制定又は改正を行うこと。
- ⑩ 国庫補助事業に係る超過負担は、極力解消するよう努めるとともに、国・県の負担すべき経費を市が負担することとならないように注意すること。
- ⑪ 他課や他団体と関連する部分等があるものにおいては、予算要求時まで十分に調整し、整合性及び効率化を図った上で要求すること。
- ⑫ 市議会、同決算審査特別委員会及び監査委員から指摘のあった事項については、総合的判断のもと、的確に処理すること。
- ⑬ 指定管理者制度において、指定期間が複数年度にわたり、かつ、指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、予め債務負担行為の予算が必要となるので留意すること。

- ⑭ 消費税率 3%（国 2.3%・地方 0.7%）引上げが適用されるのは、消費税率引上げ日（施行日）以後に資産の譲渡等を行った場合で、施行日より前に契約を締結しても資産の譲渡等が施行日以後であれば新税率が適用される。しかし、契約の時期や内容等によっては、消費税率引上げ後でも、旧税率が適用される「経過措置」が定められているので留意すること。例えば、工事等の請負契約の場合、経過措置の「指定日」（平成 25 年 10 月 1 日）より前の契約締結であれば、施行日以後に完成引渡しを行っても、旧税率が適用される。
- ⑮ 消費税率 3%（国 2.3%・地方 0.7%）引上げにより、債務負担行為における当該年度以降の支出予定額の見積もりが設定限度額を超える場合は、平成 25 年度設定債務負担行為については債務負担行為の補正が、平成 24 年度以前の設定にかかる債務負担行為については平成 26 年度予算において再度の債務負担行為設定が必要となるため留意すること。

（2）歳入に関する事項

自主財源の確保を積極的に図るとともに、国・県支出金等の特定財源については広く情報を収集し、その積極的確保と効率的活用を図ること。

① 市税

歳入に占める市税の重要性に鑑み、税制改正内容を確実に把握し、かつ、経済の現実に即応して収入額を算定し予算計上すること。また、引き続き適正な賦課、徴収に努め、徴収率の向上に更に特段の努力を払うこと。

② 負担金、使用料及び手数料等

平成 22 年 9 月 10 日付けで通知した事務事業の見直しのなかの「使用料・手数料等負担の見直しの考え方」に基づき、可能なものから利用者負担額の算定方法について十分な調査研究を行い、適正な受益者負担を図り、実態に即しないものについては、条例等を整備し料金改定によってその増収を図るように努めること。また、市民負担の公平の観点から、収納率の向上に努めること。また、各種施設等の使用料収入は適切な見積もりのう

え、相当額を予算要求すること。

なお、消費税率3%（国2.3%・地方0.7%）引上げに伴う消費税転嫁により、条例・規則等の改正が予定される負担金や使用料・手数料については転嫁後の収入額を適切な見積もりのうえ予算要求すること。

③ 国・県支出金

（1）②に記載したとおり様々な分野において制度変更が予測されることから、国庫補助、国庫負担事業の動向に特に留意するとともに、そのなかにあつて各省庁において重点分野の新規補助の創設等があり、それが本市にとって有効である場合は積極的に活用すること。また、予算計上にあつては、収入の確実なものについて計上すること。

なお、政府において消費税増税に向けた経済対策、またそれに基づく平成25年度補正予算を編成する動きがあることからこの点にも留意し、これが実現する場合、一部事業は平成25年度補正予算に前倒しすることもある。

④ 市債

実質公債費比率の動向等に留意し、後年度における財政負担の軽減を図るため、安易に財源を市債に求めた計画にならないようにすること。また市債を財源とする場合においても元利償還金について後年度に交付税措置のない市債は財源としないこと。

（3）歳出に関する事項

既存の事務事業全般にわたり制度の根本にまで遡ったうえで見直し、前例踏襲的に漫然と事業を行うのではなく、従来の意識や発想を転換し、費用対効果を意識した行政経営感覚を持ちながら、節減、合理化に努めること。また新規事業については事業効果等を十分精査すること。

① 人件費

財政健全化の基本として、機構及び事務の改善合理化等を強力に推進すること。時間外勤務手当については、縮減の取組みを引き続き継続すること。

とを前提に予算要求すること。

② 物件費

物件費の増加が経常収支比率上昇の大きな要因となるため、従来の実績や慣行にとらわれず、経費の計画的、効率的使用に留意し、節減合理化に一層の努力を払うとともに、既定経費を見直しすること。また、委託料については、市民サービスに支障を来さないよう注意しながら、仕様を再度精査するとともに、積極的に入札を行い、また、随意契約で契約するものにあっては必ず相手方と交渉を行い経費節減を図ること。

計画策定等については、外部委託に頼ることなく可能な限り職員によって行い、職員の能力開発と経費の節減を図ること。ただし、アンケート調査や会議議事録の調整、報告書の作成等、補佐的・補充的業務を外部委託することは、時間外勤務手当の削減につながるもので、この限りでない。

③ 維持補修費

施設の補修経費は、老朽化が進むなか、市民サービスを維持していく上でいかに施設を良好に維持していくかが大きな課題となっており、各施設の寿命を効率的に延ばすことができる方法を検討し、将来的に市の財政を圧迫することがないように状況を的確に把握し、計画的、効率的に実施すること。そのなかにおいて修繕を加えなければ市民サービスに大きな影響を与えるもの、特に市民・子供の安全、食品衛生に関わるものを優先すること。

なお、建築基準法第12条による特殊建築物の定期点検の結果、修繕が必要となった建築物及び設備関係の修繕については別に修繕料の予算枠を確保するものとする。

④ 補助費等

補助金については、広く市民ニーズに沿ったものであるかなどの客観的な妥当性や、行政責任の範囲、経費負担のあり方等を十分検討し、公共性、公平性及び透明性を確保し、説明責任を果たせるものについて予算要求す

ること。また行政改革推進委員会から出された「補助金等の見直しに関する提言書」を踏まえた改善に継続的に取り組むほか、「補助金制度に関する指針」及び「補助金等交付規則」とそれぞれの補助金交付要綱との整合性を必ず精査し、その廃止、減額、改善等を吟味すること。

⑤ 投資的経費

投資効果、他の事業との関連、進捗状況、当該施設完成後の管理運営費等の後年度の財政負担を十分に考慮し、補助事業、継続的事業を最優先とし、実施計画で採択されたものについて要求すること。また、毎年度繰越額、不用額が多額となっている事業については、1年間に執行できる用地買収量、工事量をよく検討したうえで執行可能な予算を要求すること。

補助事業については歳入③国・県支出金のところでも記したように、収入が確実に見込める国庫補助金に見合った国庫補助事業費とし、また、政府の平成25年度補正予算編成の動向に留意すること。

⑥ 特別会計及び企業会計に関する事項

予算編成に当たっては、一般会計に準ずるとともに、特別会計、企業会計としての認識を新たにし、将来にわたる的確な事業計画と収支見通しに基づく徹底した経費の節減、業務の合理化・効率化、収入の確保等を図り、一般会計からの繰入金を可能な限り圧縮するよう最大限の努力をすること。

なお、公営企業法が適用されている水道事業、病院事業の独立採算性は当然のこと、下水道事業、自動車駐車場事業においても、地方財政法においては公営企業とされていることを踏まえ、これら事業の独立採算性は公営企業法を適用している否かにかかわらず確保していかなければならないことに留意すること。

⑦ 各節別事項

下表のとおり

節（細節）	説 明
各節共通	必要理由、積算根拠を必ず用意すること。それが用意で

節（細節）	説 明
	きない要求は査定を行わず予算計上を見送ることとする。
1 報酬	<p>① 別紙予算単価表によること。</p> <p>② 審議会等についての開催回数は、原則として平成25年度実績の範囲内とし、会議内容等の充実を図ること。</p>
3 職員手当等	時間外勤務手当については、時間外勤務の縮減に向けた全庁共通の取組事項に則り、事務の手法や配分の見直し、ノー残業デーの徹底等により目標達成すること。
7 賃金	臨時職員については、事務事業の効率化、更に廃止も含めた見直しを行い要求人数の圧縮に努めること。
8 報償費	<p>① 講師等謝礼については、「講演会等講師謝礼基準」に則り、実績ベースで要求すること。</p> <p>② 各種イベント等における手話通訳や要約筆記については、事前に申込みを受ける等の工夫を凝らし、削減対象として考慮すること。</p>
9 旅費	審議会等の視察、大会参加については、その効果について改めてよく検討し、必要な場合のみ計上すること。
11 需用費 (1) 消耗品費	<p>明確な算出根拠により積算すること。また、効率的な使用を図り、徹底した節減に努めること。</p> <p>① 活用頻度の低い図書の追録、雑誌等の購入については、見直しを行うこと。</p> <p>② 職員用の新聞購読料は計上しないこと。</p> <p>③ 啓発配布物品については、前年度に引き続きなお一層の削減に努めること。特に各種イベント等に参加したことに対する謝礼の意味で配布する物品については原則として補助金交付団体も含めて廃止すること。</p> <p>④ 各種イベントにおける花代は、原則的に廃止すること。</p>

節（細節）	説 明
<p>(3) 食糧費</p> <p>(4) 印刷製本費</p> <p>(5) 光熱水費</p> <p>(6) 修繕料</p>	<p>⑤ 月刊誌等の定期購読については、見直しを行うこと。 審議会等会議の招集時刻などの工夫により、特に節減に努めること。</p> <p>① カラー印刷の必要性を再度検証し、効果が見込めないカラー化はしないこと。</p> <p>② 廃棄分を考慮し、印刷枚数を抑制すること。</p> <p>③ 見積を徴取し、庁内印刷との経費比較を行うこと。</p> <p>④ ポスター作成においては「掲示物作成マニュアル」に基づくこと。</p> <p>時間外勤務時の照明は必要な部分のみの点灯とすることなど、更に節減を図ること。要求額は平成23年度以降の実績、LED化等の効果を踏まえること。</p> <p>① 適正な保守管理に努め、極力節減に努めること。</p> <p>② 新規分は、保証期間を有効に活用すること。</p>
<p>12 役務費</p> <p>(6) 保険料</p>	<p>市民総合賠償補償保険を活用すること。この保険の補償保険は、市が主催・共催するほとんどの行事が対象になるので、保険内容等を確認のうえ、他の補償保険との重複加入等のないようにすること。</p>
<p>13 委託料</p>	<p>① 継続業務であっても、価格及び人数、日程、回数等業務内容を再度検討し、業務に支障を来さない範囲で積算すること。また、可能な限り入札の手法を取ることを想定した予算要求とし、経費の節減に努めること。</p> <p>② 計画策定については、できるだけ職員で実施すること。</p> <p>③ 手話通訳や要約筆記が含まれている場合は、報償費同様削減対象とすること。</p>

節（細節）	説 明
14使用料及び 賃借料	<p>① 市が借りている用地の使用料について、買い取りも含め見直すこと。また、使用料の額が、市場賃借料と比べて高すぎないかの検証を行うこと。（調査票に市場価格を明記すること。）</p> <p>市場価格が不明な場合は下記に基づき算出すること。</p> <p>正常な取引価格（相続税路線価÷0.8）×4%+公租公課</p> <p>② 物品等のリースについては、買い取りも含め見直すこと。</p>
15工事請負費	<p>用地買収が前提となる事業は、施工用地が確保されている工事のみ計上すること。</p>
18備品購入費	<p>① 20,000円以上の物品を原則備品とする。</p> <p>② 予算要求できるものは、新規施設用備品、損傷・老朽に伴う更新及び事務合理化に係る備品で、市民・子供の安全、食品衛生に関わるものを最優先し節減に努めることを基本とする。</p> <p>③ エアコン、冷蔵庫、照明機器等で購入から相当期間（10年程度）経過し、更新により高い節電効果が得られるものについても予算要求できるものとする。</p>
19負担金補助 及び交付金	<p>① 補助金の新設、増額は原則として認めないことを基本とする。</p> <p>② これまでの行政改革推進委員会の「補助金等の見直しに関する提言」及び平成25年度に実施された補助金等の見直し作業の動向を踏まえて予算要求すること。</p> <p>③ ①②にかかわらず再生可能エネルギーを生産するシステム、18備品購入費③に規定するエアコン、冷蔵庫、照明機器等の他団体や民間の資産形成に資する補助金で、平成27年度以降これらの光熱費に対する市の補助金の削減</p>

節（細節）	説 明
	<p>につながるもの、その他環境N o . 1 都市にふさわしいものは新設、増額の予算要求は可能とする。</p> <p>④ 「生駒市補助金等交付規則」、「生駒市補助金制度に関する指針」、「補助金等の見直しに関する提言書」に従い、要綱等を見直すとともに、基準に適合しないものについては、廃止も含めた検討を行うこと。</p> <p>⑤ 各種協会、団体等への負担金については、加入目的を再検証し、費用対効果の少ないものや本市に恩恵のないものについては、脱会を含め十分検討すること。</p> <p>なお、平成22年度の見直しにより退会した各種協会、団体への復帰、また新規加入は特段の理由がない限り認めない。</p>
28繰出金	<p>下水道事業特別会計に対する繰出金は、公債費繰出、建設改良繰出のみとし、管理費に係る繰出しは計上しないこと。</p> <p>また、公債費繰出の増加に伴い、管理費はできるだけ節減し、使用料収入の一部を資本費に充当できるよう努めること。</p> <p>自動車駐車場事業特別会計に対する繰出金は、駐車料金の増収努力を図り、その縮減に努めること。</p> <p>国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計に対する繰出金は、各繰出基準を原則とする。</p>

(4) 予算枠配分、査定等に関する事項

① 一般財源枠配分額、査定方針

1、2から試算した平成26年度の一般財源の額を基礎として、予算編成の予見性を高めながら、持続可能な歳入の範囲内で歳出予算を編成し、また予算編成上一般財源として扱わない使用料、手数料、諸収入等で各部の増収

努力によって歳入予算額が増加する場合、歳出予算額を増額できるように、「一般財源による枠配分予算」を前年度に引き続き、全ての部において実施する。

この一般財源による枠配分予算を採用するのは、一般行政経費（經常分）とし、この一般行政経費（經常分）に充当可能な一般財源の各部に対する配分額は、福祉部及びこども健康部を除く各部は義務額（債務負担行為、長期継続契約に係るもの等）以外について、平成25年度当初予算と同額としたうえで、その額に消費税率3%（国2.3%・地方0.7%）引上げによる一般財源ベースの増加額160,000千円を加えた額とする。また、福祉部及びこども健康部は社会保障費の増加に対応するため平成25年度の額に150,000千円（福祉部70,000千円、こども健康部80,000千円）増額したうえで、それぞれ事務事業見直し「所属業務レビュー」フォローアップ、実施計画の結果を各々反映させるものとして「表1 一般行政経費（經常分及び臨時分）に対する一般財源配分額」の「平成26年度うち經常分（枠配分額）」のとおりとし、一般行政経費（經常分）の要求額に対する一般財源は、各部においてこの配分額以内の額とする。

また、一般行政経費（臨時分）及び政策的経費（表2 政策的経費とする事業一覧）については、各部の一般財源の要求額に上限枠は設けないものとするが、今後の地方財政対策の動向などにより変更する可能性はあるものの、現時点において市全体で一般行政経費（臨時分）に充当する一般財源は、消費税率3%（国2.3%・地方0.7%）引上げにかかる増額分を含み558,000千円（平成25年度予算368,578千円）、政策的経費に充当する一般財源は消費税率3%引上げにかかる増額分を含み1,661,000千円（平成25年度予算1,337,608千円）を確保している。

なお、一般行政経費（經常分）に属する経費を一般行政経費（臨時分）として要求することは認めない。

査定については、すべて一件査定とするが、一般行政経費（經常分）は、

4 留意事項が守られていないもの、新規のもの、国、県支出金の廃止等に伴い一般財源で肩代わりするもの、その他特に理由のあるものを中心とした査定を行い、一方、一般行政経費（臨時分）及び政策的経費は、事業効果、必要性、優先順位、公費負担の必要性、積算根拠等により上記の一般財源の額以内に収めるための査定を行う。

② 修繕料予算枠の設定

建築基準法第12条による特殊建築物の定期点検の結果、修繕が必要となった箇所の修繕を計画的に進めるため、消費税率3%（国2.3%・地方0.7%）引上げによる増加額を加えた額として修繕料予算枠50,000千円を確保するものとする。

なお、平成26年度予算から、指定管理者管理運営施設を対象に加える。

表1 一般行政経費(経常分及び臨時分)に対する一般財源配分額

(単位 千円)

	平成 26 年度			平成 25 年度(当初)		
	一般財源 配分額	うち経常分 (枠配分額)	うち臨時分	一般財源 所要額	うち経常分	うち臨時分
議会事務局		34,533		60,694	33,837	26,857
市長公室		163,291		188,020	161,083	26,937
企画財政部		314,621		352,338	305,160	47,178
環境経済部		1,801,160		1,798,939	1,731,824	67,115
市民部		185,091		296,310	207,943	88,367
福祉部		2,172,996		2,089,151	2,093,988	-4,837
こども健康部		3,370,433		3,271,871	3,257,368	14,503
建設部		142,833		148,310	137,316	10,994
都市整備部		446,414		447,310	431,556	15,754
開発部		8,171		-666	8,114	-8,780
上下水道部		0		0	0	0
教育総務部		1,027,245		1,029,806	1,004,102	25,704
生涯学習部		728,308		737,766	690,164	47,602
消防本部		115,665		124,447	113,263	11,184
計	11,069,230	10,510,761	558,469	10,544,296	10,175,718	368,578

表2 政策的経費とする主な事業一覧表

(平成 25 年度当初予算 政策的事業)

事 業	事 業
庁舎等整備事業費	河川水路改修事業費
将来計画策定事業費	まちづくり推進事業費
集会所新築等助成費	公園整備事業費
防災施設整備事業費	北部地域整備促進事業費
老人保健施設整備事業費	住宅施設整備事業費
私立保育所施設整備助成費	下水道事業特別会計建設改良繰出金
市立保育所施設整備事業費	消防施設整備事業費
学童保育施設整備費	北分署施設整備事業費
病院整備事業費	小学校施設整備事業費
浄化槽設置補助事業費	中学校施設整備事業費
広域廃棄物埋立処分場建設事業負担金	スーパーエコスクール事業費
土地改良事業費	幼稚園施設整備事業費
企業誘致施策事業費	生涯学習施設整備事業費
生駒市自転車利用ネットワーク事業費	図書会館施設整備事業費
急傾斜地県工事負担金	体育施設整備事業費
空き家・空き地対策事業費	道路河川災害復旧費
橋梁長寿命化修繕計画事業費	農地災害復旧事業費
橋梁耐震化事業費	
企業誘致関連道路整備事業費	※各事業共通電算システム改修費
道路新設改良事業費	※実施計画の採択結果により指定された経費

平成26年度一般財源収支の仮試算(予算編成方針作成時)

(歳出)

(単位:億円)

区 分	25予算	26仮試算	増 減	特 記 事 項	
義務的経費	人事課要求人件費(退職手当除く)	65.7	65.5	△ 0.2	
	退職手当	5.6	6.3	0.7	定年退職者 25予算18人 26仮試算22人
	人事課要求賃金	0.9	0.9	0.0	
	人事課要求社会保険料等	0.8	0.8	0.0	
	議員人件費	2.6	2.7	0.1	25予算 1名欠員
	公債費(公債費繰出金含む)	44.1	41.3	△ 2.8	
	退職手当基金積立金	1.8	1.8	0.0	給料総額×5%
	減債基金積立金	1.5	0.5	△ 1.0	25予算 再開発事業借入額+満期一括償還債(下水道事業債の一部)の元利均等半年賦償還による場合の元利償還額 26仮試算 満期一括償還債(下水道事業債の一部)の元利均等半年賦償還による場合の元利償還額
	建築基準法12条点検修繕料	0.4	0.5	0.1	
	選挙執行費	0.8	0.3	△ 0.5	27 4月知事選、県議選、市議選各経費の26執行分
	予備費	0.5	0.5	0.0	
義務的経費 計①	124.7	121.1	△ 3.6		
一般行政経費經常分②	101.8	105.1	3.3	消費税率変更前ベース101.8億円対前年度比±0.0% +消費税率3%引上げによる負担増加1.6億円+福祉部0.7億円+こども健康部0.8億円+その他義務額0.2億円	
義務的経費①+一般行政経費經常分② 計③	226.5	226.2	△ 0.3		
一般行政経費臨時分④+政策的経費⑤ 計⑥	17.2	22.2	5.0	26仮試算 消費税率3%引上げによる負担増加分含む	
計③+⑥	243.7	248.4	4.7		

(歳入)

区 分	25予算	26仮試算	増 減	特 記 事 項
市税	161.8	166.6	4.8	
県税交付金	9.9	10.3	0.4	
県税交付金(地方消費税0.7%分)	—	1.9	1.9	(皆増) 通年ベース6.3億円×3/10
地方譲与税	2.5	2.6	0.1	
地方特例交付金	1.0	0.9	△ 0.1	
普通交付税	30.9	28.6	△ 2.3	26仮試算 総務省平成26年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】等による推計額-地方消費税0.7%引上げ分6.3億円×1/2(折半ルール)
特別交付税	8.0	6.5	△ 1.5	26仮試算 総務省平成26年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】等により推計
臨時財政対策債	22.9	20.8	△ 2.1	26仮試算 総務省平成26年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】等による推計額-地方消費税0.7%引上げ分6.3億円×1/2(折半ルール)
臨時税収補填債	—	4.4	4.4	(皆増) 県税交付金(地方消費税0.7%分)6.3億円×7/10
県民税徴収取扱委託金	1.8	1.8	0.0	
基金繰入金	0.1	0.1	0.0	s52~s62下水道臨時財政特例債元金・利子償還額
その他	4.8	3.9	△ 0.9	繰越金、市町村協会交付金、退職手当基金積立金負担金等
一般財源等計	243.7	248.4	4.7	

